

市場業務等に係る行政処分要綱

平成16年 3 月30日

15中管総第1570号

改正 平成17年 6 月20日 17中管総第 437号

改正 平成20年 3 月31日 19中管総第1823号

改正 平成23年 3 月11日 22中管総第1559号

改正 平成30年 9 月18日 30中管総第1045号

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号。以下「条例」という。）第103条の規定に基づく監督処分及び第120条第2項に基づく行政処分について、東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）第12条第1項に規定する処分基準を定めることにより、行政処分の公正の保持と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 条例等 条例若しくは条例に基づく規則、又はこれらに基づく処分

(2) 停止処分 業務停止処分、入場停止処分又は使用停止処分

○ 業務停止処分 卸売業者に対する卸売業務の全部若しくは一部の停止処分、仲卸業者に対する仲卸業務の全部若しくは一部の停止処分、関連事業者に対するサービス業務の全部若しくは一部の停止処分、せり人に対するその業務の停止処分

○ 入場停止処分 売買参加者及び買出人に対する東京都中央卸売市場への入場の停止処分、せり人に対する当該市場への入場の停止処分、条例第103条第4項に規定する条例等に違反する行為をした者に対する東京都中央卸売市場への入場の停止処分

○ 使用停止処分 使用者に対する市場施設の使用の全部若しくは一部の停止処分

(3) 市場関係者 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者、買出人、使用者、せり人

(4) 以上のほか、この要綱における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(迅速な付議)

第3条 違反行為を認識した場合は速やかに事実関係を調査し、概ね1ヶ月以内に東京都中央卸売市場行政処分審査会要領第1条の規定に基づく東京都中央卸売市場行政処分審査会(以下「審査会」という。)に付議するよう努めるものとする。

(他の処分との関係)

第4条 違反行為が、同時に他の東京都例規に基づく行政処分又は刑事処分に相当する場合であっても、その処分目的が異なるものであることから、違反行為の事実を確認した場合は、速やかに条例に基づき、中央卸売市場としての行政処分を行うものとする。

第二章 処分基準

(監督処分の量定基準)

第5条 条例第103条の規定に基づく監督処分は、停止処分及び過料を原則とする。

2 停止処分の処分事由ごとの量定は、別表1「処分基準表」及び別表2「処分事由別量定区分」に定めるところによる。

3 停止処分を受ける予定である者(以下「処分予定者」という。)が次のいずれかに該当する場合には、別表1に定める軽減処置を適用する。

- (1) 条例等違反に対する反省がみられるなど、情状に酌量すべきものがあるとき。
- (2) 被害者と示談が成立するなど、損害が回復しているとき。
- (3) その他処分を軽減することが適当と認められるとき。

4 処分予定者が次のいずれかに該当する場合には、別表1に定める加重処置を適用する。

- (1) 既往1年間に何らかの監督処分を受けているとき。
- (2) 条例等違反が故意又は悪質と認められるとき。
- (3) その他処分を加重することが適当と認められるとき。

5 二度以上同じ処分事由により処分された処分予定者に対し、再度同じ処分事由にかかる監督処分を行う場合は、別表2に定めるその処分事由にかかる量定区分について、定められた区分より重い区分を適用することができるものとする。

なお、監督責任に基づく法人又は人に対する量定区分も、同様とする。

6 過料は、法人又は人が条例第103条第4項の規定に基づき処分を受ける場合において、法人又は人に違反行為がなく、違反行為者について前項に定める加重処置を適用しない場合に限り、停止処分に替えて科するものとする。

7 前項の過料の額は、違反行為者の違反行為が条例第103条第1項又は第3項に該当する場合には10万円、条例第103条第2項に該当する場合には1万円とする。

(許可等の取り消し等)

第6条 次のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず卸売業者に対しては6月の卸売業務の全部若しくは一部の停止を命じ、仲卸業者に対しては条例第24条第1項の許可を取り消し、売買参加者に対しては条例第34条第1項の承認を取り消し、関連事業者に対しては第38条第1項の許可を取り消し、買出人に対しては6月の入場停止処分を科し、使用者に対しては第88条の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、せり人に対してはその登録の取り消しを行うことができる。

- (1) 条例第103条第1項第3号又は同条第2項第4号に基づく監督処分を行う場合
- (2) 加重処置を適用した監督処分を受けたにもかかわらず、処分事由にかかる行為等が改善されない場合
- (3) 条例等違反の行為等が、長期間にわたり改善されず、かつ改善される見込みがないと認められる場合
- (4) 条例等違反の結果が重大であり、市場行政への影響が著しく大きいと認められる場合

(買受代金の不払いに対する処分の特例)

第7条 前二条の規定にかかわらず、買受代金の支払をしないことに係る監督処分については、不払となっている買受代金の額（以下「不払金額」という。）に応じ下表により行うものとする。

不払金額	処 分 基 準		
	行 為 者	処分内容	期 間
1億円未満	仲卸業者	業務停止	90日
	売買参加者	入場停止	
1億円以上	仲卸業者	業務停止	6月
	売買参加者	入場停止	

- 2 処分予定者が次のいずれかに該当する場合には、それぞれに定めるところにより、処分期間の軽減又は加重をすることができる。ただし、処分期間を加算する場合は、加算後の処分期間が6月を超えてはならない。
 - (1) 不払金額に係る債務について確実な資金計画等を持っており、遅滞なく当該債務の完済が見込まれる場合には、処分期間を1月以上軽減することができる。
 - (2) 過去に条例第103条第1項第4号に基づく処分を受けている場合には、処分期間を1月以上加算することができる。
 - (3) 支払能力が十分であると認められるにもかかわらず買受代金を支払わないなど、不払の形態が特に悪質と認められる場合には、処分期間を1月以上加算することができる。

- 3 停止処分を受けた者が、当該処分期間内に不払金額に係る負債を完済しない場合は、仲卸業者に対しては条例第24条第1項の許可の取り消しを、売買参加者に対しては条例第34条第1項の承認の取り消しを行う。ただし、6月未満の停止処分を受けた者で、取消処分を猶予すべき特別の理由があると認められるときは、引き続き6月から当該処分の期間を控除した期間以内の停止処分を行うことができる。
- 4 前項ただし書の定めるところにより、再度の停止処分を受けた者が当該期間内に不払金額に係る負債を完済しない場合は、仲卸業者に対しては条例第24条第1項の許可の取り消しを、売買参加者に対しては条例第34条第1項の承認の取り消しを行う。
- 5 処分予定者が所在不明である場合又は正当な理由なく都の事情聴取に応じない場合は、停止処分を行うことなく、仲卸業者に対しては条例第24条第1項の許可の取り消しを、売買参加者に対しては条例第34条第1項の承認の取り消しを行うことができる。
- 6 停止処分期間内に不払金額に係る債務の完済があった場合には、当該停止処分を解除する旨の条件を付することができる。

(停止処分の併合)

第8条 停止処分を行うべき事由が併合する場合は、それぞれの事由について停止処分期間を算定し、その合計期間を停止処分期間とする。ただし、その期間は6月を超えないものとする。

(条例第120条第2項の規定に基づく処分)

第9条 市場関係者以外の違反行為者に対し、条例第120条第2項の規定に基づく措置として入場停止処分を行う場合の処分事由ごとの量定は、別表1「処分基準表」及び別表3「処分事由別量定区分（市場関係者以外のものに対する行政処分）」に定めるところによる。

- 2 第5条第3項、同条第4項、同条第5項及び第8条の規定は、前項の規定に基づく入場停止処分について準用する。この場合において、第5条第5項中「別表2」とあるのは「別表3」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

(処分の効力)

第10条 入場停止処分（せり人に対する場合を除く。）の効力は全市場に、業務停止処分及び使用停止処分の効力は処分を行う市場に及ぶ。

- 2 処分の効力を確保するため、停止処分期間中は原則として売買参加章、せり人記章又は入場車両登録証を押収する。
- 3 中央卸売市場条例施行規則（昭和46年規則第273号）第94条第4号、第8号の規定に基づく処分内容の掲示は、入場停止処分（せり人に対する場合を除く。）に

については全市場で、業務停止処分及び使用停止処分については処分を行う市場で行う。

(処分事由の定めがない場合)

第11条 処分事由が別表2及び別表3にない場合には、別表1の定めをもとに、量定区分を決定する。

附 則 (平成15年15中管総第1570号)

- 1 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 平成6年9月29日付6中管総第698号「監督処分に係る処分基準」は廃止する。

附 則 (平成17年17中管総第437号)

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則 (平成19年19中管総第1823号)

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年22中管総第1559号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年30中管総第1045号)

この要綱は、平成30年10月11日から施行する。

(別表1)

処 分 基 準 表

量定区分	量定区分の考え方	基準期間	軽減処置	加重処置
A	①業務上の違反行為のうち、形式的な諸手続等に関するもの ②法人又は人において、監督責任を怠ったもの	3日	1日単位で減算し、最低1日	1日単位で加算し、最高6日
B	業務上の違反行為のうち、不知による不作為若しくは過失によるもの	7日	1日単位で減算し、最低3日	1日単位で加算し、最高14日
C	①業務上の違反行為のうち、故意又は重大な過失を伴うもの ②市場の秩序若しくは公共の利益を害する行為	30日	5日単位で減算し、最低15日	5日単位で加算し、最高60日
D	市場の秩序若しくは公共の利益を害する行為のうち悪質なもの	90日	15日単位で減算し、最低45日	15日単位で加算し、最高6月

備考1： 量定区分「A」のうち、条例第103条第4項の規定に基づく法人又は人に対する処分については、法人又は人に違反行為がなく、違反行為者に加重処置を適用しない場合に限り、停止処分に替えて過料を科するものとする。

備考2： 基準期間に対する軽減処置又は加重処置については、処分事案ごとに内容を精査して期間を算定する。

【 処分対象ごとの停止処分の種類 】

処分対象		停止処分の種類
卸売業者		業務の全部又は一部の停止処分
仲卸業者		業務の全部又は一部の停止処分
売買参加者		入場の停止処分
関連事業者		業務の全部又は一部の停止処分
買出人		入場の停止処分
使用者		市場施設の使用の全部又は一部の停止処分
行為者	せり人	業務の停止処分又は入場の停止処分
	その他の者	入場の停止処分

(別表2)

処 分 事 由 別 量 定 区 分

処分の根拠規定：条例第103条各項

処 分 事 由	違反行為者に対する処分		監督責任に基づく法人又は人に対する処分 (※1)		備 考
	処分対象	量定区分	処分対象	量定区分	
販売原票の不正作成又は売買仕切書の改ざん	行為者	B	卸売業者	A	
売買参加章の転貸借	行為者	B	仲卸業者 売買参加者	A	
せり売りに関する不当な処置や談合行為等	行為者	B	卸売業者 仲卸業者 売買参加者	A	
せり人の金品その他の利益收受	行為者	C	卸売業者	A又はB	
市場の業務又は市場内における他人の業務を妨害する行為	行為者	C	市場関係者	A又はB	
事業報告書提出義務違反	仲卸業者 関連事業者	A	—	—	
指定場所以外の喫煙	行為者	C	市場関係者	A又はB	
上記以外の業務に関する不正行為	行為者	A、B 又はC	市場関係者	A又はB	
市場施設の無断転貸	使用者	B	—	—	
市場施設の損傷	行為者	C	市場関係者	A又はB	
失火による市場施設の滅失又は損傷	行為者	C	市場関係者	A又はB	軽過失の場合
		D		A又はB	重過失の場合
各種届出義務違反	行為者	A	市場関係者	A	

(※1) 違反行為者について法人又は人を選任・監督上の過失が認められる場合には、条例第103条第4項の規定に基づき、違反行為者だけでなく法人又は人に対しても処分を行う。
 なお、法人又は人に違反行為がなく、違反行為者に加重処置を適用しない場合に限り、停止処分に替えて過料を科するものとする。

(別表2)

処 分 事 由 別 量 定 区 分

処分の根拠規定：条例第103条各項

処 分 事 由	違反行為者に対する処分		監督責任に基づく法人又は人に対する処分 (※1)		備 考
	処分対象	量定区分	処分対象	量定区分	
知事の許可、認可、承認等を受けないで行った行為	行為者	A、B 又はC	市場関係者	A又はB	
有害物品の取扱い	行為者	C	市場関係者	A又はB	
廃棄物等の持込み	行為者	C	市場関係者	A又はB	
廃棄物等の不適切な処理	行為者	B	市場関係者	A	未分別など 軽微な場合
		C		A又はB	不法投棄など 重度な場合
無許可営業	行為者	B	市場関係者	A	
ぞう物故買	行為者	C	市場関係者	A又はB	
落書き行為	行為者	C	市場関係者	A又はB	
器物毀損	行為者	C	市場関係者	A又はB	
車両等による危険行為	行為者	C	市場関係者	A又はB	
窃盗行為	行為者	D	市場関係者	A又はB	
恐喝行為	行為者	D	市場関係者	A又はB	
暴行、傷害行為	行為者	D	市場関係者	A又はB	

(※1) 違反行為者について法人又は人に選任・監督上の過失が認められる場合には、条例第103条第4項の規定に基づき、違反行為者だけでなく法人又は人に対しても処分を行う。

なお、法人又は人に違反行為がなく、違反行為者に加重処置を適用しない場合に限り、停止処分に替えて過料を科するものとする。

処分事由別量定区分（市場関係者以外の者に対する行政処分）

（別表3）

処分の根拠規定：条例第120条第2項

処分事由	処分対象	量定区分	処分内容	基準期間	備考
有害物品の取扱い		C	入場停止	30日	
廃棄物等の持込み		C	入場停止	30日	
廃棄物等の不適切な処理		C	入場停止	30日	不法投棄など 重度な場合
無許可営業		B	入場停止	7日	
ぞう物故買		C	入場停止	30日	
失火による市場施設の滅失又は損傷		C	入場停止	30日	小火など 軽微な場合
		D	入場停止	90日	大火など 重度な場合
落書き行為		C	入場停止	30日	
器物毀損		C	入場停止	30日	
車両等による危険行為		C	入場停止	30日	
指定場所以外の喫煙		C	入場停止	30日	
窃盗行為		D	入場停止	90日	
恐喝行為		D	入場停止	90日	
暴行、傷害行為		D	入場停止	90日	
条例第120条第2項に基づく入場制限措置に違反する行為		C	入場停止	30日	
その他市場秩序の保持又は公共の利益の保存を図るために入場停止処分が必要と認められる行為		C	入場停止	30日	
		D	入場停止	90日	重度な場合